

平成 31 年度（2019 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

商 法

B 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 2 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。

平成 31 年度（2019 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	商	法
------	---	---

甲社は、普通株式のみを発行する非公開会社である。甲社は、A・Bが共同出資によって設立した会社で、Aが60%、Bが40%の株式を保有してきた。Aは代表取締役社長、Bは取締役副社長で、他に社外取締役Cがいる。平成24年5月にBが急死し、Bの子供D・E・Fが相続人となった。DとE・Fとが対立したものの、とりあえず甲社株式については、法定相続分の割合による多数決で、Eを権利行使者として甲社に届け出た。

しかしAは、Eが以前から甲社の経営に批判的であることを知っていたため、平成25年4月の定時株主総会における取締役全員の任期満了による取締役の選任決議においてBからの相続株式について議決権行使をさせず、A・Cを再任するとともに、Fを取締役に選任し、この3名による取締役会でAを代表取締役に選任した。

その後、平成25年9月の遺産分割協議成立によって、Bの甲社株式全てを取得することとなったEは、この取締役選任の株主総会決議の効力を争おうとしている。

Eの採りうる手段とEの主張が認められるかについて論ぜよ。